

目 次

第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって	1
第2章 人権をめぐる国内外の動向	2
1 国外の動向	2
2 国内(国・都)の動向	2
3 区の動向	3
4 区における人権意識の現状と認識	3
第3章 荒川区の人権推進指針	6
1 人権推進指針の性格及び改定の方向性	6
2 基本理念	6
3 荒川区人権推進指針	6
人権の礎「平和」～荒川区の平和事業～	8
第4章 人権課題ごとの取組	9
1 女性	9
2 子ども	11
3 高齢者	14
4 障がい者	16
5 部落差別(同和問題)	19
6 アイヌの人々	21
7 外国人	22
8 感染症(HIV 感染者・ハンセン病元患者・新興感染症等)	23
9 刑を終えて出所した人やその家族	25
10 犯罪被害者やその家族	26
11 インターネット上の人権問題	27
12 北朝鮮による拉致問題	29
13 ホームレス	30
14 性的マイノリティ	31
15 人身取引(トラフィッキング)	33
16 災害に伴う人権問題	33
17 ハラスメント	35
18 個人情報の流出・プライバシー侵害	36

第5章 人権施策の推進のために	38
1 人権施策推進のための具体的な取組	38
(1)区民意識の把握	38
(2)人権啓発の推進	38
(3)人権教育・研修の充実	38
(4)相談・支援の連携	39
(5)人権ネットワークの形成	39
2 人権施策推進の体制	39
(1)庁内の組織体制	39
(2)取組の点検・評価と改善	39
 【資料】国・都における人権に関する主要年表	 40

第1章 荒川区人権推進指針の改定に当たって

我が国においては、多くの人々の生命が失われた痛ましい戦争を経て、基本的人権の尊重や平和主義を基本原理の一つとする憲法が定められ、その実現に向けて各種の取組が進められてきました。

近年では、「障害者差別解消法」や「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」、「LGBT 理解増進法」等の個別の人権課題の解決に向けた法整備が進むとともに、国際連合で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けて、誰一人取り残さない、多様性と包摂性のある社会の実現を目指した取組が、行政、民間を問わず広がりを見せています。

区においては、「人権の世紀」と呼ばれる 21 世紀を迎え、人権の尊重と平和な社会の実現を願い、平成 13 (2001) 年に「荒川区人権推進指針」を策定し、全ての人の人権が尊重される地域社会の実現に向けて、区政の各分野で取組を推進してきました。

その一方で、現実の世界では、今なお国際的な紛争や内紛が繰り返されることにより人権や平和が脅かされ、国内では、21 世紀の幕開けから四半世紀が経過した今日においても、女性や子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、外国人等に関する様々な人権課題が存在し、インターネット上の人権侵害や性的マイノリティに対する差別の発生等、新たな人権課題も発生している状況にあります。

このような状況の中で、偏見や差別をはじめとする人権課題を解消していくためには、国や都と連携し、区民や各種団体・企業、区政の各分野における具体的な取組をより一層推進していく必要があります。

こうした認識の下で、現行の指針の基本的な考え方は継承しつつ、人権に関する理解を促進するための各種施策をさらに推進し、寛容で温かな地域社会づくりを進めていくため、この度、荒川区人権推進指針を改定することとしました。

第2章 人権をめぐる国内外の動向

1 国外の動向

悲劇と破壊をもたらした二つの世界大戦の反省から、国際連合(国連)は、昭和23(1948)年に「世界人権宣言」を採択し、以来、「人種差別撤廃条約」「国際人権規約」「女子差別撤廃条約」等を採択し、国際的な人権規範を整備して、人権が尊重される社会の実現に向けた取組を進めてきました。

平成6(1994)年には、平成7(1995)年からの10年間(1995～2004年)を「人権教育のための国連10年」とする決議を行い、各国に対して、行動計画の実施に貢献すること等を求め、その精神は、平成17(2005)年に開始された「人権教育のための世界計画」に受け継がれています。

さらに、平成元(1989)年には「児童の権利条約」、平成18(2006)年には「強制失踪条約」及び「障害者権利条約」、平成19(2007)年には「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、人権課題の個別分野ごとの具体的な国際法の整備が進んできました。

ビジネスと人権の分野では、平成23(2011)年に国連人権理事会で採択された「ビジネスと人権に関する指導原則」が、企業が人権の保護・尊重に取り組むための国際的な基準となっています。

また、平成27(2015)年に国連で採択された「持続可能な開発のための目標(SDGs)」では、「誰一人取り残さない」という理念を掲げ、全ての人の人権の実現を目指すことが示されています。

このような人権保障の取組が進む一方で、世界各地で様々な戦争や紛争等が発生しており、多くの人が今もなお基本的人権を脅かされている現状があります。

2 国内(国・都)の動向

(1) 国の動向

憲法において、人が生まれながらにして持つ権利である基本的人権の尊重を基本原理の一つとして保障するとともに、人権に関する条約の批准や法の整備等が進められてきました。

平成6(1994)年に国連で決議された「人権教育のための国連10年」を受け、平成9(1997)年に国内行動計画を策定するとともに、平成12(2000)年に施行された「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」において、国・地方公共団体及び国民の責務等が具体的に定められ、各自治体で地域の実情に合わせた様々な取組が進められてきました。

近年では、平成23(2011)年に「障害者虐待防止法」、平成25(2013)年には「子どもの貧困対策法」「いじめ防止対策推進法」が制定され、平成28(2016)年には「障害者差別解消法」「ヘイトスピーチ解消法」「部落差別解消推進法」が施行されたほか、令和5(2023)年には「こども基本法」「LGBT理解増進法」、令和6(2024)年には

「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行されるなど、社会経済情勢の変化等を踏まえ、各人権課題に対する個別法の整備が進んでいます。

(2) 東京都の動向

東京都では、都が取り組むべき人権施策の基本理念や施策展開に当たっての考え方を示した「東京都人権施策推進指針」を平成 12(2000)年に策定し、平成 27(2015)年に同指針を改定しました。

東京オリンピック・パラリンピック大会の開催を踏まえ、平成 30(2018)年には、オリンピック憲章にうたわれる「いかなる種類の差別も許されない」という理念が広く都民に浸透した都市の実現を目指す「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、啓発・教育等の人権施策を総合的に実施しています。

また、「東京都障害者への理解促進及び差別解消に関する条例」(平成 30(2018)年)や「東京都子供への虐待の防止等に関する条例」(令和元(2019)年)、「東京都犯罪被害者等支援条例」(令和2(2020)年)、「東京都こども基本条例」(令和 3(2021)年)、「東京都カスタマー・ハラスメント防止条例」(令和 6(2024)年)の制定等、人権が尊重される都市の実現を目指した具体的な取組が進められています。

3 区の動向

区においては、平成 13(2001)年に、「荒川区人権推進指針」を策定し、区の人権施策の基本的な考え方と施策の方向性を明らかにするとともに、人権課題の解決に向けて、女性や子ども、高齢者、障がい者、被差別部落出身者、性的マイノリティ等に対する差別や偏見等の解消を目指した取組を進めてきました。

例えば、女性の分野では荒川区配偶者暴力相談支援センターの設置(平成 27(2015)年)、子どもの分野では児童相談所機能を有する子ども家庭総合センターの開設(令和 2(2020)年)や「荒川区子どもの権利条例」の制定(令和 5(2023)年)、性的マイノリティの分野では専門相談窓口の設置(平成 30(2018)年)や荒川区同性パートナーシップ制度の導入(令和 4(2022)年)等、偏見・差別の解消や相談機能の充実に向けた取組を推進してきました。

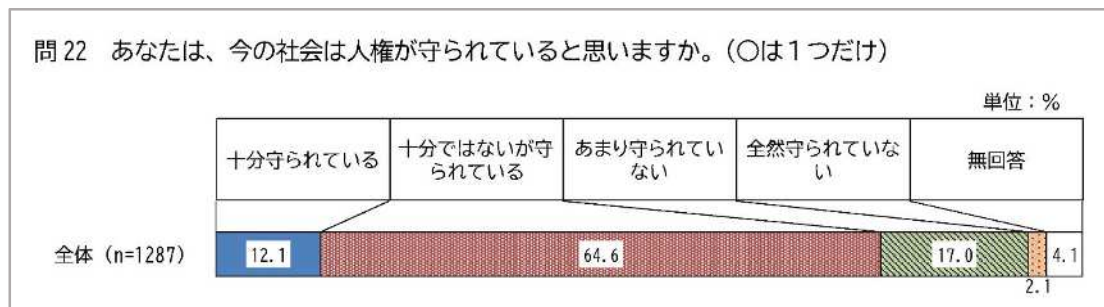
4 区における人権意識の現状と認識

令和 5(2023)年度の第48回荒川区政世論調査における人権に関する意識の調査結果は以下のとおりです。

●人権が守られているか

「十分守られている」と「十分でないが守られている」と回答した人の合計は、前回調査(令和元(2019)年度)の約 80.9%から約 76.7%に減少しており、「あまり守られていない」と「守られていない」と回答した人の合計は、約 14.4%から約 19.1%に増加しています。

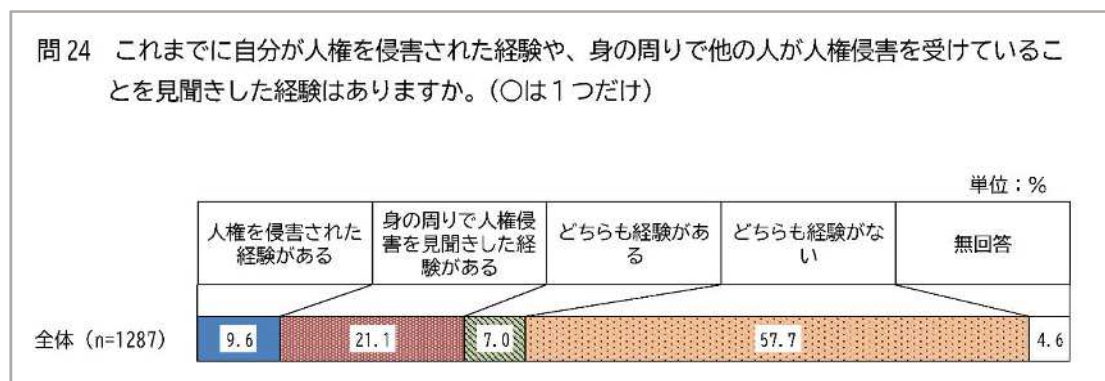
この背景には、社会全体における人権侵害事案の顕在化や、これに伴う人権意識の高まり等があるものと考えられ、人権が守られる社会の実現に向け、啓発等の取組を一層推進していく必要があります。



●人権を侵害された経験

「人権を侵害された経験がなく、身の回りで見聞きした経験もない」(57.7%)と回答した人が5割半ばを超えて最も多く、次いで「身の回りで人権侵害を見聞きした経験がある」(21.1%)、「人権を侵害された経験がある」(9.6%)、「どちらも経験がある」(7%)と回答した人が続いています。自身の人権を侵害された経験がある人の合計は16.6%で、およそ7人に1人となっています。

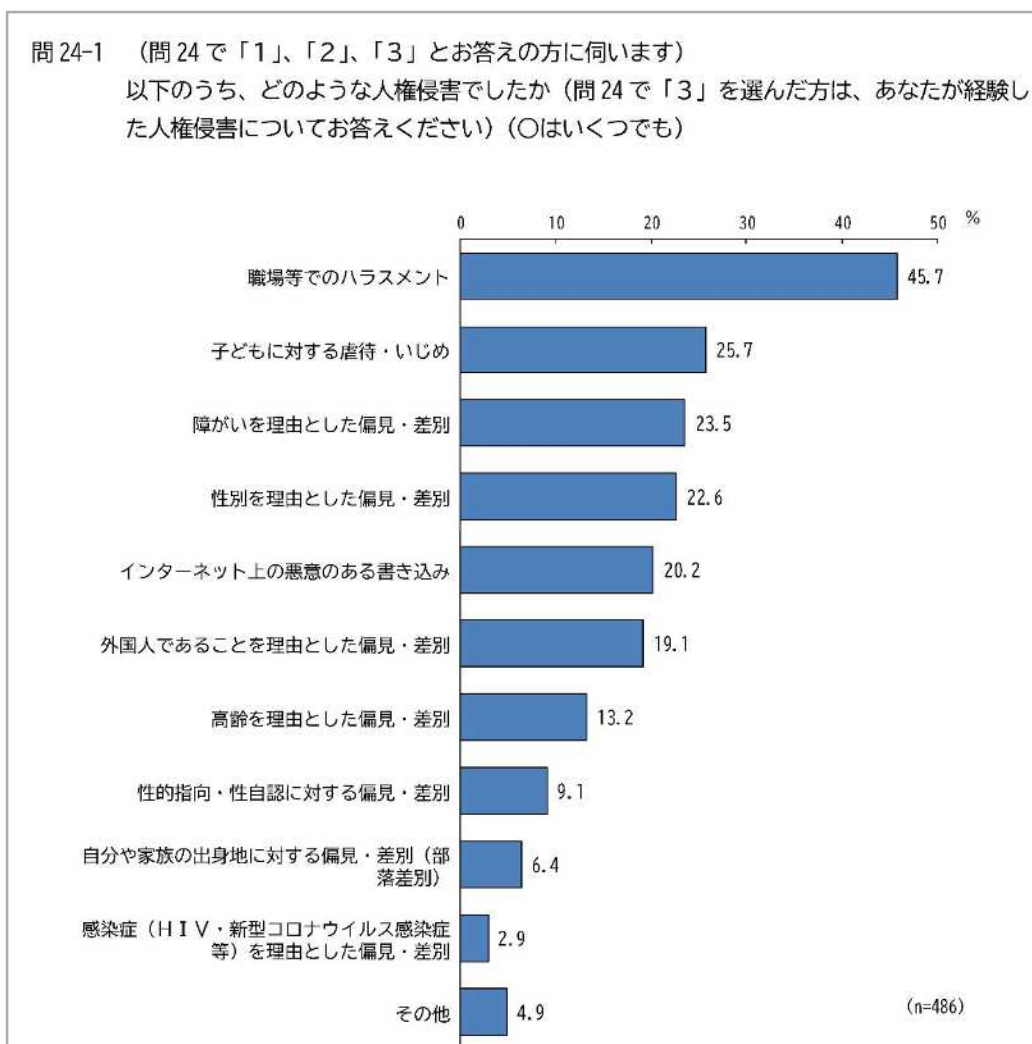
「どちらも経験がない」と回答した5割半ばを超える人にも、人権侵害は他人事ではなく、身近にも侵害を受けている人がいること、人権侵害にあたる言動は許されないものであることを意識づける啓発の実施等により、人権侵害のない、互いの人権を尊重する社会を築いていくことが求められています。



●どのような人権侵害だったか

「人権を侵害された経験がある」、「身の回りで人権侵害を見聞きした経験がある」、「どちらも経験がある」と回答した人に対し、どのような人権侵害であったかを尋ねたところ、「職場等でのハラスメント」(45.7%)が4割半ばで最多であり、「子どもに対する虐待・いじめ」(25.7%)、「障がいを理由とした偏見・差別」(23.5%)が続きました。

職場等でのハラスメント防止に向けた取組の推進とともに、男女平等意識の醸成、子どもに対する虐待・いじめ防止のための取組を一層進めていくことが必要です。



以上の結果から、人権を取り巻く社会情勢の変化や人権問題の複雑化・多様化、社会の人権意識の変化等に適切に対応しながら、効果的かつ継続的な啓発を推進していくことが求められています。

また、人権が侵害された際の相談窓口や支援制度の周知等にも引き続き力を入れていく必要があります。

第3章 荒川区の人権推進指針

1 人権推進指針の性格及び改定の方向性

(1) 指針の性格

この指針は、日本国憲法や世界人権宣言等の精神に基づき、区が施策を推進するための基本的な方向を人権擁護の視点から明らかにし、区と区民、事業者・関係機関とが協働し、人権尊重の理念の行き渡ったまちづくりに取り組んでいくための区の基本姿勢を示すものです。

また、区民をはじめとする人々が人権擁護に取り組んでいく上での基本的な指針でもあります。

(2) 改定の方向性

現行の指針の理念は普遍的なものであることから、基本的な考え方は継承しつつ、新たな人権課題を踏まえて、時代に即した内容に改めます。

2 基本理念

「全ての人々が個性を認め合い、
互いの人権が尊重される
平和な社会の実現」

3 荒川区人権推進指針

- (1) 差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します
- (2) 互いに個性を認め合い、共生できる寛容なまちを目指します
- (3) 人権意識が広く行き渡ったまちを目指します
- (4) 平和を願う心をつなぐまちを目指します

(1) 差別がなく、全ての人の人権が尊重されるまちを目指します

個人の生命、自由及び身体の安全が尊重される社会で生活することは、全ての区民が幸せに生きる上で欠かすことのできない基本原理です。

荒川区は、全ての人々が差別を受けることなく、人として尊重され、自分らしく生きることのできるまちを目指します。

(2) 互いに個性を認め合い、共生できる寛容なまちを目指します

自己を大切にすると同時に、他者との違いを認め合って生きることが人権尊重の基本です。他者を理解し認め合う心を育み、連帯を深め、ともに生きる豊かな人間関係を築くことは、寛容な地域社会の基盤となるものです。

荒川区は、文化や立場の異なる多様な区民同士をつなぎ、全ての人がそれぞれの個性や違いを認め合い、共生できる寛容なまちを目指します。

(3) 人権意識が広く行き渡ったまちを目指します

人権課題の解消に当たっては、人権意識を地域全体に行き渡らせ、全てのの人に人権の大切さを認識してもらうことが必要です。

荒川区は、人権擁護委員をはじめ地域の方々とも連携しながら、人権啓発を一層推進し、人権意識が広く行き渡ったまちを目指します。

(4) 平和を願う心をつなぐまちを目指します

人権が守られる社会の実現には、平和が守られていることが不可欠です。荒川区は、第2次世界大戦において本土初の空襲を受け、その後も多数の犠牲者を出しました。こうした国と国との争いによって尊い命を奪われた教訓を、世界平和に生かしていくことが区民の願いです。

世界の恒久平和を希求し、平和の大切さを次代に伝えていくことは、平和都市宣言を行った区の使命でもあります。

荒川区は、永遠の平和を願う心をつなぐまちを目指します。

荒川区平和都市宣言

「平和」それは
私たちが願ってやまないもの
「平和」それは
私たちが育むもの
「平和」それは
私たちが明日の世代に伝えるもの
私たちは永遠の平和を願い
荒川区が平和都市であることを
宣言する

平成7年10月24日 荒川区

人権の礎「平和」～荒川区の平和事業～

区では、戦後50年の節目にあたる平成7年に「荒川区平和都市宣言」を行い、平和は私たち自身が育み、明日の世代に伝えるものであることを謳うとともに、永遠の平和を願い、荒川区が平和都市であることを宣言しています。

宣言文は、荒川公園内に記念碑として設置しているほか、町屋駅前の平和のバラ「ピース」の植栽コーナー内・あらかわ遊園前のバラ花壇の2か所にも銘板を設置しています(下の写真は町屋駅前の銘板と「ピース」ですが、遊園前のバラ花壇にも、平和のバラ「シカゴ・ピース」が植栽されています)。

区では、平和都市宣言の理念に基づき、毎年、バラの市における平和のバラパネル展示のほか、憲法週間パネル展、人権・平和パネル展、東京空襲パネル展等の平和事業を実施しています。東京空襲パネル展の会期中には「夏休みこども平和映画会」を開催し、アニメ映画や平和絵本の読み聞かせを通して、子どもたちに平和の大切さを伝えています。

また、平成26年には、広島市長の呼びかけにより設立された平和首長会議に加盟しました。平和首長会議には、国内1,700、世界 8,400 超の都市が加盟しており、政府への核兵器廃絶に関する要請等に取り組んでいます。区においても、毎年、同会議が主催する「子どもたちによる“平和なまち” 絵画コンテスト」への出品作品を区内小・中学校から募集し、人権週間パネル展と併せて作品展を行う等、平和への思いをつなぐ取組を行っています。

令和7年は平和都市宣言30周年・戦後80年にあたりますが、世界では今も戦争や紛争で多くの命が奪われ、人権が侵害されている現状があります。

区では、今後も東京大空襲をはじめ、身近な地域の歴史を通じて戦争の悲惨さや平和の大切さを多くの区民に伝え、次代につないでいけるよう、取り組んでいきます。



町屋駅前 平和のバラコーナー 平和都市宣言銘板と平和のバラ「ピース」